

○愛媛県告示第 466 号

愛媛県収入証紙をもつて納付すべき使用料及び手数料の範囲（昭和39年3月愛媛県告示第283号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>次のものを除く使用料及び手数料</p> <p>1 使用料</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 衛生環境研究所使用料 _____</p> <p>(12)～(16) 省略</p> <p><u>(17) 生涯学習センター特別利用料</u></p> <p><u>(18) 総合科学博物館特別利用料</u></p> <p><u>(19) 歴史文化博物館特別利用料</u></p> <p>(20)～(22) 省略</p> <p><u>(23) 省略</u></p> <p><u>(24) 1件1万円以上のもの（産業技術研究所紙産業技術センター機器使用料を除く。）</u></p> <p>2 省略</p>	<p>次のものを除く使用料及び手数料</p> <p>1 使用料</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 衛生環境研究所使用料（衛生試験）</p> <p>(12)～(16) 省略</p> <p><u>(17) 生涯学習センター使用料</u></p> <p><u>(18) 総合科学博物館使用料</u></p> <p><u>(19) 歴史文化博物館使用料</u></p> <p>(20)～(22) 省略</p> <p><u>(23) えひめ青少年ふれあいセンター使用料</u></p> <p><u>(24) 省略</u></p> <p><u>(25) 1件1万円以上のもの _____</u></p> <p>2 省略</p>

○愛媛県告示第 467 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、今治市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成21年 3月31日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	家ノ下地区	平成21年3月23日

○愛媛県告示第 468 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	北条玉川線	松山市中西内340番地先から 同市正岡神田甲345番7まで 及 び 松山市中西外64番3から 同市正岡神田甲345番7まで	旧	メートル 4 4～41.0	キロメートル 2 358	
				12 4～63.0	1 976	
		松山市中西外64番3から 同市正岡神田甲345番7まで	新	12 4～51.0	1 976	

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

○愛媛県告示第 469 号

八幡浜市土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（農業用排水施設整備事業・八幡浜南部地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年 3月31日

- 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業（農業用排水施設整備事業・八幡浜南部地区）の変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成21年4月1日から4月28日まで
- 縦覧場所
八幡浜市役所本庁

○愛媛県告示第 470 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥坂宇和線	西予市宇和町卯之町 4 丁目361番 2 から 同町卯之町 4 丁目558番まで	旧	メートル 5 2 ~ 15 0	キロメートル 0 313	
		西予市宇和町卯之町 4 丁目361番 2 から 同町卯之町 4 丁目520番 4 まで	新	13 5 ~ 37 0	0 212	

○愛媛県告示第 471 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥坂宇和線	西予市宇和町卯之町 4 丁目361番 2 から 同町卯之町 4 丁目520番 4 まで	平成21年 3月31日

○愛媛県告示第 472 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥坂宇和線	西予市宇和町明石1055番から 同町明石1094番まで	旧	メートル 5 0 ~ 9 1	キロメートル 0 109	
			新	9 0 ~ 15 6	0 109	

○愛媛県告示第 473 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥坂宇和線	西予市宇和町明石1055番から 同町明石1094番まで	平成21年 3月31日

訓 令

○愛媛県訓令第 4 号

庁 中 一 般
保 健 所

愛媛県保健所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県保健所処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県保健所処務規程（昭和26年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前					
（事務の委任） 第4条 省略 2 松山市の区域における次に掲げる事務は、松山保健所長に委任する。 (1)～(5) 省略 (6) 別表企画課の表14の部に掲げる薬事法の施行に関する事務（ <u>同部5の項の薬種商販売業（動物用医薬品に係るものを除く。）</u> に関する <u>こと</u> 、 <u>同部9の項の報告の徴収及び立入検査等並びに同部10の項の廃棄、回収等の措置命令等</u> に限る。） (7)～(12) 省略 3・4 省略 別表（第4条、第6条関係） 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項				（事務の委任） 第4条 省略 2 松山市の区域における次に掲げる事務は、松山保健所長に委任する。 (1)～(5) 省略 (6) 別表企画課の表14の部に掲げる薬事法の施行に関する事務（ <u>同部4の項の薬種商販売業（動物用医薬品に係るものを除く。）</u> に関する <u>こと</u> 、 <u>同部8の項の報告の徴収及び立入検査等並びに同部9の項の廃棄、回収等の措置命令等</u> に限る。） (7)～(12) 省略 3・4 省略 別表（第4条、第6条関係） 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長				所長	課長
企画課	1～13 省略				1～13 省略				
	14 薬事法（昭和35年法律第145号）の施行に関する事務	1 薬局に関する <u>こと</u> 。			14 薬事法（昭和35年法律第145号）の施行に関する事務	1 薬局に関する <u>こと</u> 。			
		(1)～(3) 省略			(1)～(3) 省略				
		(4) <u>報告の受理（第8条の2第1項）</u>		—	(4) 省略				
		(5) <u>変更の報告の受理（第8条の2第2項）</u>		—	(5) 省略				
		(6) <u>報告内容の確認に係る情報提供の要求（第8条の2第4項）</u>		—	(6) 省略				
		(7) <u>報告事項の公表（第8条の2第5項）</u>		—	(7) 省略				
		(8) 省略			(8) 省略				
		(9) 省略			(9) 省略				
		(10) 省略			(10) 省略				
		(11) <u>報告等の命令（第72条の3）</u>		—	(11) 省略				
		(12) 省略			(12) 省略				
		(13) 省略			(13) 省略				
		(14) 省略			(14) 省略				
		(15) 省略			(15) 省略				
		(16) 省略			(16) 省略				
		(17) 省略			(17) 省略				
		(18) 省略			(18) 省略				
		(19) 省略			(19) 省略				
		(20) 省略			(20) 省略				
	2 薬局製造販売医薬品に関する <u>こと</u> 。			2 薬局製造販売医薬品に関する <u>こと</u> 。					
	(1)～(15) 省略			(1)～(15) 省略					
	(16) <u>製造販売業者及び製造業者に対する業務運営改善等の措置命令（第72条の4、第81条、政令第80条第1項）</u>			(16) <u>製造販売業者及び製造業者に対する業務運営改善等の措置命令（第72条の3、第81条、政令第80条第1項）</u>					
(17)～(33) 省略			(17)～(33) 省略						

<p>3 店舗販売業に関すること。</p>					
<p>(1) 許可（第24条第1項、第26条第1項、政令第44条）</p>	—				
<p>(2) 許可の更新（第24条第2項、政令第44条）</p>		—			
<p>(3) 店舗管理者の店舗以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可（第28条第3項ただし書）</p>	—				
<p>(4) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第10条、第38条、省令第16条第4項、第142条）</p>		—			
<p>(5) 構造設備の改善命令等（第72条第4項）</p>	—				
<p>(6) 業務の体制の整備命令（第72条の2第1項）</p>	—				
<p>(7) 業務運営改善等の措置命令（第72条の4）</p>	—				
<p>(8) 店舗管理者の変更命令（第73条）</p>	—				
<p>(9) 許可の取消し等（第75条第1項）</p>	—				
<p>(10) 許可の更新を拒否する場合の弁明等の機会の付与（第76条）</p>	—				
<p>(11) 許可証の書換え交付（政令第45条第1項）</p>		—			
<p>(12) 許可証の再交付（政令第46条第1項）</p>		—			
<p>(13) 許可証の返納の受理（政令第46条第3項、第47条）</p>		—			
<p>(14) 許可台帳の備付け（政令第48条）</p>	—				
<p>4 一般販売業（卸売一般販売業及び動物用医薬品等に係るものを除く。）に関すること。</p>			<p>3 一般販売業（卸売一般販売業及び動物用医薬品等に係るものを除く。）に関すること。</p>		
<p>(1)～(6) 省略</p>			<p>(1)～(6) 省略</p>		
<p>(7) 業務運営改善等の措置命令（第72条の4）</p>			<p>(7) 業務運営改善等の措置命令（第72条の3）</p>		
<p>(8)～(14) 省略</p>			<p>(8)～(14) 省略</p>		
<p>5 薬種商販売業（動物用医薬品に係るものを除く。）に関すること。</p>			<p>4 薬種商販売業（動物用医薬品に係るものを除く。）に関すること。</p>		
<p>(1)～(3) 省略</p>			<p>(1)～(3) 省略</p>		
<p>(4) 業務運営改善等の措置命令（第72条の4）</p>			<p>(4) 業務運営改善等の措置命令（第72条の3）</p>		
<p>(5)～(10) 省略</p>			<p>(5)～(10) 省略</p>		
<p>6 特例販売業（動物用医薬品に係るものを除く。）に関すること。</p>			<p>5 特例販売業（動物用医薬品に係るものを除く。）に関すること。</p>		
<p>(1)～(5) 省略</p>			<p>(1)～(5) 省略</p>		
<p>(6) 業務運営改善等の措置命令（第72条の4）</p>			<p>(6) 業務運営改善等の措置命令（第72条の3）</p>		
<p>(7)～(13) 省略</p>			<p>(7)～(13) 省略</p>		
<p>7 高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業（動物用医療機器に係るものを除く。）に関すること。</p>			<p>6 高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業（動物用医療機器に係るものを除く。）に関すること。</p>		

	(1)~(4) 省略		
	(5) 業務運営改善等の措置命令（第72条の4）		
	(6)~(12) 省略		
	8 管理医療機器の販売業又は賃貸業（動物用医療機器に係るものを除く。）に関する事。		
	(1)~(3) 省略		
	(4) 業務運営改善等の措置命令（第72条の4）		
	(5)・(6) 省略		
	9 省略		
	10 省略		
15~20 省略			

	(1)~(4) 省略		
	(5) 業務運営改善等の措置命令（第72条の3）		
	(6)~(12) 省略		
	7 管理医療機器の販売業又は賃貸業（動物用医療機器に係るものを除く。）に関する事。		
	(1)~(3) 省略		
	(4) 業務運営改善等の措置命令（第72条の3）		
	(5)・(6) 省略		
	8 省略		
	9 省略		
15~20 省略			

附 則

- この訓令は、平成21年 4月 1日から施行する。ただし、別表企画課の表14の部 2の項の次に次のように加える改正規定は、同年 6月 1日から施行する。
- 前項ただし書に規定する規定の施行の日前に薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第19条第 1項の規定に基づき行うことができる同法第 1条の規定による改正後の薬事法（昭和35年法律第 145号）第26条第 1項の規定による店舗販売業の許可の手續に関する知事の権限は、保健所長に委任する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1065

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 3月31日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 1026）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>附 則</p> <p>2 平成22年 3月31日までの間における条例第 9条の 2 第 2項各号の人事委員会規則で定める割合は、次の表のとおりとし、同日までの間における条例第 9条の 3の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の14</u>とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">支給割合</td> <td style="text-align: center;">支給地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>100分の17</u></td> <td style="text-align: center;">東京都特別区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>100分の14</u></td> <td style="text-align: center;">大阪府大阪市</td> </tr> </table>	支給割合	支給地域	<u>100分の17</u>	東京都特別区	<u>100分の14</u>	大阪府大阪市	<p>附 則</p> <p>2 平成22年 3月31日までの間における条例第 9条の 2 第 2項各号の人事委員会規則で定める割合は、次の表のとおりとし、同日までの間における条例第 9条の 3の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の13</u>とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">支給割合</td> <td style="text-align: center;">支給地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>100分の16</u></td> <td style="text-align: center;">東京都特別区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>100分の13</u></td> <td style="text-align: center;">大阪府大阪市</td> </tr> </table>	支給割合	支給地域	<u>100分の16</u>	東京都特別区	<u>100分の13</u>	大阪府大阪市
支給割合	支給地域												
<u>100分の17</u>	東京都特別区												
<u>100分の14</u>	大阪府大阪市												
支給割合	支給地域												
<u>100分の16</u>	東京都特別区												
<u>100分の13</u>	大阪府大阪市												

附 則

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1066

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 3月31日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 471）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前						
別表第 1（第 2 条関係）							別表第 1（第 2 条関係）						
中学校・小学校教育職員給料表の適用を受ける者							中学校・小学校教育職員給料表の適用を受ける者						
職員 の区 分	職務の 級 号給	1 級	2 級		3 級	4 級	職員 の区 分	職務の 級 号給	1 級	2 級		3 級	4 級
		円	円	特 2 級	円	円			円	円	特 2 級	円	円
再任 用教 育職 員以 外の 教育 職員	1～4	<u>3,900</u>	<u>4,200</u>	<u>6,800</u>	<u>8,400</u>	<u>13,500</u>	再任 用教 育職 員以 外の 教育 職員	1～4	<u>5,000</u>	<u>5,400</u>	<u>8,600</u>	<u>10,700</u>	<u>17,100</u>
	5～8	<u>4,100</u>	<u>4,500</u>	<u>7,400</u>	<u>8,800</u>	<u>13,800</u>		5～8	<u>5,200</u>	<u>5,700</u>	<u>9,300</u>	<u>11,100</u>	<u>17,500</u>
	9～12	<u>4,200</u>	<u>4,700</u>	<u>7,700</u>	<u>9,100</u>	<u>14,100</u>		9～12	<u>5,400</u>	<u>6,000</u>	<u>9,700</u>	<u>11,500</u>	<u>17,900</u>
	13～16	<u>4,400</u>	<u>5,000</u>	<u>7,900</u>	<u>9,800</u>	<u>14,400</u>		13～16	<u>5,600</u>	<u>6,300</u>	<u>10,000</u>	<u>12,400</u>	<u>18,300</u>
	17～20	<u>4,700</u>	<u>5,200</u>	<u>8,700</u>	<u>10,100</u>	<u>14,800</u>		17～20	<u>5,900</u>	<u>6,600</u>	<u>11,000</u>	<u>12,800</u>	<u>18,700</u>
	21～24	<u>4,900</u>	<u>5,500</u>	<u>9,000</u>	<u>10,400</u>	<u>15,100</u>		21～24	<u>6,200</u>	<u>7,000</u>	<u>11,400</u>	<u>13,200</u>	<u>19,000</u>
	25～28	<u>5,100</u>	<u>5,800</u>	<u>9,300</u>	<u>10,700</u>	<u>15,300</u>		25～28	<u>6,500</u>	<u>7,300</u>	<u>11,800</u>	<u>13,600</u>	<u>19,400</u>
	29～32	<u>5,400</u>	<u>6,000</u>	<u>9,900</u>	<u>11,100</u>	<u>15,500</u>		29～32	<u>6,800</u>	<u>7,600</u>	<u>12,500</u>	<u>14,000</u>	<u>19,600</u>
	33～36	<u>5,600</u>	<u>6,200</u>	<u>10,100</u>	<u>11,400</u>	<u>15,800</u>		33～36	<u>7,100</u>	<u>7,900</u>	<u>12,800</u>	<u>14,400</u>	<u>19,900</u>
	37～40	<u>5,800</u>	<u>6,600</u>	<u>10,700</u>	<u>11,700</u>	<u>15,900</u>		37～40	<u>7,400</u>	<u>8,300</u>	<u>13,500</u>	<u>14,800</u>	<u>20,200</u>
	41～44	<u>6,100</u>	<u>7,100</u>	<u>10,900</u>	<u>11,900</u>			41～44	<u>7,700</u>	<u>8,900</u>	<u>13,800</u>	<u>15,100</u>	
	45～48	<u>6,300</u>	<u>7,400</u>	<u>11,100</u>	<u>12,200</u>			45～48	<u>8,000</u>	<u>9,300</u>	<u>14,100</u>	<u>15,500</u>	
	49～52	<u>6,600</u>	<u>7,700</u>	<u>11,400</u>	<u>12,600</u>			49～52	<u>8,300</u>	<u>9,700</u>	<u>14,400</u>	<u>15,900</u>	
	53～56	<u>6,800</u>	<u>8,300</u>	<u>11,600</u>	<u>12,900</u>			53～56	<u>8,600</u>	<u>10,500</u>	<u>14,700</u>	<u>16,300</u>	
	57～60	<u>7,000</u>	<u>8,600</u>	<u>12,000</u>	<u>13,200</u>			57～60	<u>8,800</u>	<u>10,900</u>	<u>15,200</u>	<u>16,700</u>	
	61～64	<u>7,200</u>	<u>8,900</u>	<u>12,200</u>	<u>13,500</u>			61～64	<u>9,100</u>	<u>11,300</u>	<u>15,500</u>	<u>17,100</u>	
	65～68	<u>7,400</u>	<u>9,600</u>	<u>12,700</u>	<u>13,700</u>			65～68	<u>9,400</u>	<u>12,100</u>	<u>16,100</u>	<u>17,400</u>	
	69～72	<u>7,700</u>	<u>9,900</u>	<u>12,900</u>	<u>14,000</u>			69～72	<u>9,700</u>	<u>12,500</u>	<u>16,300</u>	<u>17,700</u>	
	73～76	<u>7,900</u>	<u>10,200</u>	<u>13,100</u>	<u>14,200</u>			73～76	<u>9,900</u>	<u>12,900</u>	<u>16,500</u>	<u>18,000</u>	
	77～80	<u>8,100</u>	<u>10,500</u>	<u>13,400</u>	<u>14,400</u>			77～80	<u>10,200</u>	<u>13,300</u>	<u>17,000</u>	<u>18,300</u>	
81～84	<u>8,200</u>	<u>10,800</u>	<u>13,600</u>	<u>14,600</u>		81～84	<u>10,400</u>	<u>13,700</u>	<u>17,200</u>	<u>18,500</u>			
85～88	<u>8,400</u>	<u>11,100</u>	<u>13,700</u>	<u>14,800</u>		85～88	<u>10,600</u>	<u>14,000</u>	<u>17,400</u>	<u>18,700</u>			
89～92	<u>8,500</u>	<u>11,400</u>	<u>13,900</u>	<u>14,900</u>		89～92	<u>10,800</u>	<u>14,400</u>	<u>17,600</u>	<u>18,900</u>			
93～96	<u>8,700</u>	<u>11,600</u>	<u>14,100</u>	<u>15,100</u>		93～96	<u>11,000</u>	<u>14,700</u>	<u>17,800</u>	<u>19,100</u>			
97～100	<u>8,800</u>	<u>11,800</u>	<u>14,300</u>			97～100	<u>11,200</u>	<u>15,000</u>	<u>18,100</u>				
101～104	<u>9,000</u>	<u>12,200</u>	<u>14,400</u>			101～104	<u>11,400</u>	<u>15,400</u>	<u>18,200</u>				
105～108	<u>9,100</u>	<u>12,400</u>	<u>14,400</u>			105～108	<u>11,500</u>	<u>15,700</u>	<u>18,300</u>				
109～112	<u>9,200</u>	<u>12,600</u>	<u>14,500</u>			109～112	<u>11,600</u>	<u>16,000</u>	<u>18,400</u>				
113～116	<u>9,200</u>	<u>12,900</u>				113～116	<u>11,700</u>	<u>16,300</u>					
117～120	<u>9,400</u>	<u>13,100</u>				117～120	<u>11,900</u>	<u>16,500</u>					

	121～124	9,500	13,300			
	125～128	9,600	13,400			
	129～132		13,600			
	133～136		13,700			
	137～140		13,900			
	141～144		14,000			
	145～148		14,100			
	149		14,100			
再任用教育職員		6,300	7,700	8,900	10,100	12,900

	121～124	12,000	16,800			
	125～128	12,100	17,000			
	129～132		17,200			
	133～136		17,400			
	137～140		17,600			
	141～144		17,700			
	145～148		17,800			
	149		17,900			
再任用教育職員		8,000	9,700	11,300	12,800	16,300

別表第2 (第2条関係)

高等学校等教育職員給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級
		円	円	円	円
	1～4	3,900	5,000	10,100	13,500
	5～8	4,100	5,200	10,400	13,800
	9～12	4,200	5,500	10,700	14,100
	13～16	4,400	5,800	11,100	14,400
	17～20	4,700	6,000	11,400	14,800
	21～24	4,900	6,200	11,700	15,100
	25～28	5,100	6,600	11,900	15,300
	29～32	5,400	7,100	12,200	15,500
	33～36	5,600	7,400	12,600	15,800
	37～40	5,800	7,700	12,900	15,900
	41～44	6,100	8,300	13,200	
	45～48	6,300	8,600	13,500	
	49～52	6,600	8,900	13,700	
	53～56	6,800	9,600	14,000	
	57～60	7,000	9,900	14,200	
再任用教育職員以外の教育職員	61～64	7,200	10,200	14,400	
	65～68	7,400	10,500	14,600	
	69～72	7,700	10,800	14,800	
	73～76	7,900	11,100	14,900	
	77～80	8,100	11,400	15,100	
	81～84	8,200	11,600		
	85～88	8,400	11,800		
	89～92	8,500	12,200		
	93～96	8,700	12,400		
	97～100	8,800	12,600		
	101～104	9,000	12,900		
	105～108	9,100	13,100		

別表第2 (第2条関係)

高等学校等教育職員給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級
		円	円	円	円
	1～4	5,000	6,300	12,800	17,100
	5～8	5,200	6,600	13,200	17,500
	9～12	5,400	7,000	13,600	17,900
	13～16	5,600	7,300	14,000	18,300
	17～20	5,900	7,600	14,400	18,700
	21～24	6,200	7,900	14,800	19,000
	25～28	6,500	8,300	15,100	19,400
	29～32	6,800	8,900	15,500	19,600
	33～36	7,100	9,300	15,900	19,900
	37～40	7,400	9,700	16,300	20,200
	41～44	7,700	10,500	16,700	
	45～48	8,000	10,900	17,100	
	49～52	8,300	11,300	17,400	
	53～56	8,600	12,100	17,700	
	57～60	8,800	12,500	18,000	
再任用教育職員以外の教育職員	61～64	9,100	12,900	18,300	
	65～68	9,400	13,300	18,500	
	69～72	9,700	13,700	18,700	
	73～76	9,900	14,000	18,900	
	77～80	10,200	14,400	19,100	
	81～84	10,400	14,700		
	85～88	10,600	15,000		
	89～92	10,800	15,400		
	93～96	11,000	15,700		
	97～100	11,200	16,000		
	101～104	11,400	16,300		
	105～108	11,500	16,500		

109～112	9,200	13,300			109～112	11,600	16,800		
113～116	9,200	13,400			113～116	11,700	17,000		
117～120	9,400	13,600			117～120	11,900	17,200		
121～124	9,500	13,700			121～124	12,000	17,400		
125～128	9,600	13,900			125～128	12,100	17,600		
129～132	9,700	14,000			129～132	12,300	17,700		
133～136	9,800	14,100			133～136	12,400	17,800		
137～140	9,900	14,100			137～140	12,500	17,900		
141～144	9,900				141～144	12,600			
145～148	10,100				145～148	12,800			
149～152	10,200				149～152	12,900			
153	10,300				153	13,000			
再任用教育職員	6,300	7,700	10,100	12,900	再任用教育職員	8,000	9,700	12,800	16,300

附 則

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第1号

平成21年度愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験公告

平成21年 3月31日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570
 電話(089)912-2826
 愛媛県HP <http://www.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察本部

松山市南堀端町2番地2 〒790-8573
 電話(089)934-0110 内線2621・2623
 愛媛県警察本部HP <http://www.police.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験（大学卒特別募集を除く。）を受けることにより、警視庁、大阪府又は兵庫県の警察官になるみちがあります。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成21年 4月 2日（木）から 4月21日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8時30分から午後 5時15分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成21年 4月 3日（金）から 4月13日（月）までに届いたものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び採用予定時期

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、申し込むことができる試験区分は一つに限ります。申込み後の試験区分の変更はできません。

試験区分	採用予定人員				採用予定時期
	愛媛県	警視庁	大阪府	兵庫県	
大学卒	59人程度	3人程度	8人程度	3人程度	平成22年 4月 1日
大学卒特別募集	15人程度				平成21年10月 1日

なお、試験区分で大学卒を志望する場合は、次のことに注意してください。

- (1) 警視庁、大阪府及び兵庫県の中から第2志望を選択することができます。なお、愛媛県以外の都府県を第1志望とすることはできません。
- (2) 申込み後の志望都府県の変更はできません。
- (3) 愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

4 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) それぞれの試験について、次に該当する者

試験区分	生年月日・学歴・その他
大学卒	昭和54年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた男子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を平成22年3月末日までに卒業する見込みの者
大学特別募集	ア 昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた男子で、大学等を卒業した者又は大学等を平成21年9月末日までに卒業する見込みの者 イ 平成21年10月1日の採用に応じられる者

ただし、警視庁の受験資格（生年月日）は「昭和54年5月12日から昭和63年4月1日まで」です。これに該当しない場合は、警視庁を第2志望とすることはできません。

また、「これ（大学）と同等と愛媛県人事委員会が認めるもの」に相当する受験資格（学歴）については、他の都府県によっては愛媛県と異なる場合がありますので、志望する都府県に直接問い合わせてください。

5 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容	
第1次試験	教養試験	50点	警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）	
	身体検査	-	警察官として職務執行に必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。 身長 160センチメートル以上であること。 体重 47キログラム以上であること。 胸囲 78センチメートル以上であること。 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 聴力 完全であること。 その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。	
第2次試験	口述試験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。	
	作文試験	50点	警察官として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）	
	体力検査	-	警察官として職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、次のような検査を行います。	
			種目	基準
			反復横とび	50回以上 / 20秒間
			握力	45キログラム以上（左右の平均）
			上体起こし	25回以上 / 30秒間
垂直とび			55センチメートル以上	
腕立伏臥腕屈伸			30回以上	
20メートルシャトルラン	65回以上			
長座体前屈	45センチメートル以上			
適性検査	-	警察官として職務遂行に必要な適性について、検査を行います。		
身体精密検査	-	警察官として職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 弁色力 職務遂行に支障がないこと。		

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、身体検査のうち、一定の基準に達しない種目がある

る場合には、得点にかかわらず不合格となります。

- (3) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。なお、体力検査については、7種目中4種目以上、上記の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装を準備してください。
愛媛県以外の都府県の身体検査の基準及び第2次試験の試験方法等については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

6 試験日、場所及び合格発表

区 分	試 験 区 分	試 験 日	場 所	合 格 発 表
第1次試験	大 学 卒	平成21年 5月10日 (日曜日) 〔午前 教養試験〕 〔午後 身体検査〕	松山南高等学校 (松山市末広町11番地1)	平成21年 5月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
	大 学 卒 特 別 募 集			
第2次試験	大 学 卒	第1次試験に合格した者に通知します。		平成21年 7月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
	大 学 卒 特 別 募 集			

愛媛県以外の都府県の合格発表については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官(男性)採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。
この名簿は、原則として、大学卒は平成22年4月以降の、大学卒特別募集は平成21年10月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
また、採用候補者名簿に記載されても、大学卒は平成22年3月末日までに、大学卒特別募集は平成21年9月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。
- (4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。
愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、公安職給料表1級19号給(現行給料月額 193,126円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。ただし、平成21年度は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)第4条第1項の規定に基づき、前記給料月額の2.6%が減額されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。
愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

9 受験手続

申込用紙の入手方法	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、封筒の表に「警察官(男性)(大卒)請求」と朱書き、90円切手(1部につき)をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス(申請書等電子配布サービス)から申込書等を印刷してとりだすこともできます。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票(申込みのときは、写真は、はらないこと。)には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル)をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官(男性)(大卒)申込み」又は「警察官(男性)(大卒特別募集)申込み」と朱書き、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。簡易書留郵便によらない方法での事故については、一切責任を負いません。 受験票が5月1日(金)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

	また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの県・市町共同電子申請システムで確認してください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。ただし、愛媛県を志望した受験者に限ります。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に愛媛県人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第 1 次 試 験 不 合 格 者	得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験	第 2 次 試 験 受 験 者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	合格発表の日から1週間	

（注）第2志望の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

○愛媛県人事委員会公告第2号

平成21年度愛媛県警察官（女性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験公告

平成21年 3月31日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570
電話（089）912-2826
愛媛県HP <http://www.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察本部

松山市南堀端町2番地2 〒790-8573
電話（089）934-0110 内線2621・2623
愛媛県警察本部HP <http://www.police.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察官（女性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験を次のとおり行います。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成21年4月2日（木）から4月21日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成21年4月3日（金）から4月13日（月）までに届いたものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び採用予定時期

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、申し込むことができる試験区分は一つに限ります。申込み後の試験区分の変更はできません。

試 験 区 分	採用予定人員	採用予定時期
大 学 卒	10人程度	平成22年4月1日
大学卒特別募集	10人程度	平成21年10月1日

3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

4 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) それぞれの試験について、次に該当する者

試験区分	生年月日・学歴・その他
大 学 卒	昭和54年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた女子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を平成22年3月末日までに卒業する見込みの者
大 学 卒 大 特 別 募 集	ア 昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた女子で、大学等を卒業した者又は大学等を平成21年9月末日までに卒業する見込みの者 イ 平成21年10月1日の採用に応じられる者

5 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。
なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容	
第1次試験	教養試験	50点	警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）	
	身体検査	-	警察官として職務執行上必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。 身長 153センチメートル以上であること。 体重 43キログラム以上であること。 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 聴力 完全であること。 その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。	
第2次試験	口述試験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。	
	作文試験	50点	警察官として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）	
	体力検査	-	警察官として職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、次のような検査を行います。	
			種目	基準
			反復横とび	40回以上 / 20秒間
			握力	25キログラム以上（左右の平均）
上体起こし			15回以上 / 30秒間	
垂直とび			40センチメートル以上	
腕立伏臥腕屈伸			15回以上	
20メートルシャトルラン	35回以上			
長座体前屈	45センチメートル以上			
適性検査	-	警察官として職務遂行に必要な適性について、検査を行います。		
身体精密検査	-	警察官として職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 弁色力 職務遂行に支障がないこと。		

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、身体検査のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。なお、体力検査については、7種目中4種目以上、上記の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装を準備してください。

6 試験日、場所及び合格発表

区 分	試 験 区 分	試 験 日	場 所	合 格 発 表
第 1 次 試 験	大 学 卒	平成21年 5月10日 (日曜日) 〔午前 教養試験〕 〔午後 身体検査〕	松山南高等学校 (松山市末広町11番地1)	平成21年 5月下旬に愛媛県庁 前掲示板に掲示するほか、合格 した者に通知します。
	大 学 卒 特 別 募 集			
第 2 次 試 験	大 学 卒	第 1 次 試 験 に 合 格 し た 者 に 通 知 し ま す 。		平成21年 7月中旬に愛媛県庁 前掲示板に掲示するほか、合格 した者に通知します。
	大 学 卒 特 別 募 集			

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官(女性)採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。
この名簿は、原則として、大学卒は平成22年4月以降の、大学卒特別募集は平成21年10月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
また、採用候補者名簿に記載されても、大学卒は平成22年3月末日までに、大学卒特別募集は平成21年9月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。
- (4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、公安職給料表1級19号給(現行給料月額 193,126円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。ただし、平成21年度は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)第4条第1項の規定に基づき、前記給料月額の2.6%が減額されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

9 受験手続

申込用紙の入手方法	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、封筒の表に「警察官(女性)(大卒)請求」と朱書き、90円切手(1部につき)をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス(申請書等電子配布サービス)から申込書等を印刷してとりだすこともできます。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票(申込みのときは、写真は、はらないこと。)には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル)をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官(女性)(大卒)申込み」又は「警察官(女性)(大卒特別募集)申込み」と朱書き、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。簡易書留郵便によらない方法での事故については、一切責任を負いません。 受験票が5月1日(金)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの県・市町共同電子申請システムで確認してください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類(学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等)を持参のうえ、執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分(合格発表当日のみ、午後1時)から午後5時15分まで)に愛媛県人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第 1 次 試 験 不 合 格 者	得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	合格発表の日から 1 月間	愛媛県人事委員会 事 務 局
第 2 次 試 験	第 2 次 試 験 受 験 者	第 1 次 試 験 の 得 点 及 び 順 位 並 び に 第 2 次 試 験 の 試 験 種 目 別 得 点、総合得点及び総合順位（ただし、第 2 次 試 験 で 一 定 の 基 準 に 達 し ない 試 験 種 目 又 は 検 査 種 目 が 有 る 者 に つ い て は、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	合格発表の日から 1 月間	

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第 2 号

労働基準監督に関する職権の委任（昭和34年 7 月愛媛県人事委員会告示第96号）の一部を次のように改正し、平成21年 4 月 1 日から施行する。

平成21年 3 月31日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
人事委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定に基づき、人事委員会が行う労働基準監督に関する職権を、昭和34年 7 月25日から人事委員会委員長の職にある委員に委任した。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）第19条及び第78条の規定に基づく職権に関しては、この限りでない。	人事委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定に基づき、人事委員会が行う労働基準監督に関する職権を、昭和34年 7 月25日から人事委員会委員長の職にある委員に委任した。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）第19条、 <u>第20条</u> 及び第78条の規定に基づく職権に関しては、この限りでない。